

高浜町結婚祝い金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高浜町において結婚する者に対し、結婚祝い金（以下「祝い金」という。）を支給することにより、町内在住者の結婚を祝福するとともに、若者の定住促進対策として本町の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 結婚 民法（明治29年法律第89号）第739条の規定による婚姻の届出をすること又は福井県パートナーシップ宣誓制度実施要項（令和5年11月1日施行）第7条に規定するパートナーシップ宣誓書受領証（以下「パートナーシップ宣誓書受領証」という。）の交付を受けることをいう。
- (2) 夫婦 婚姻届を提出し、受理された男女又はパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けたパートナーシップ関係にある双方のことをいう。

(支給対象者)

第3条 祝い金の交付を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、結婚した日から起算して3ヶ月を経過する日までに夫婦ともに本町に住所を有している者で、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 祝い金支給後、結婚関係を解消することなく、永住又は3年以上にわたって本町に居住する意思があること。
- (2) 結婚した日における結婚当事者のどちらか一方の年齢が49歳以下であること。
- (3) 夫婦ともに、過去においてこの要綱に基づく祝い金の支給を受けていないこと。
- (4) 町税の滞納がないこと。

(祝い金の額)

第4条 祝い金の額は、結婚者1組について、高浜町商工会発行地域通貨20万円分を支給する。ただし、当該世帯の前年所得の合計額が340万円未満の場合、又は、結婚を機に夫婦の双方若しくは一方が離職し、又は転職した場合（次項に定めるものに限る。）は高浜町商工会発行地域通貨30万円分を支給する。

- 2 結婚を機に夫婦の双方若しくは一方が離職し、又は転職した場合においては、当該離職又は転職した月の翌月における世帯の所得の合計額に1.2を乗じて得た額が340万円未満であること、かつ、離職をした場合においては、当該離職をした者が結婚後1年間、就職する予定が無いこととする。

(交付申請)

第5条 祝い金の交付を受けようとする支給対象者は、高浜町結婚祝い金交付申請書（別記様式）に戸籍謄本（戸籍の全部事項の写し）、住民票及び納税証明書（滞納がないことの証明）、パートナーシップ関係に当たる世帯はパートナーシップ宣誓書受領証を、第4条第1項ただし書に該当する場合は、夫婦それぞれの所得証明書又は源泉徴収票の写し、離職証明書等の必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

- 2 高浜町結婚祝い金交付申請書は、結婚した日から3ヶ月以内に町長に申請しなければならない。ただし町長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(祝い金の支給)

第6条 町長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、審査の上適当と認めた場合は速やかに支給するものとする。

(祝い金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の行為及び第3条に規定する要件を失った場合は、支給を受けた祝い金相当額の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(別記様式) 第5条関係

年 月 日

高浜町長 様

申請者 住所 高浜町 第 号 番地

氏名 印

連絡先

高浜町結婚祝い金交付申請書

私たちは結婚関係を解消することなく高浜町に定住する意思を持っていますので、高浜町結婚祝い金交付要綱第5条により、結婚祝いの交付を受けたいので申請します。

結婚祝い金 交付申請額	高浜町商工会発行地域通貨		円分
結婚年月日	年 月 日	(婚姻届の受理日又は宣誓書 受領書の交付を受けた日)	
(ふりがな) 氏 名	申請者	配偶者又はパートナー	
	()	()	
生年月日	年 月 日生【満 才】	年 月 日生【満 才】	
住所	結婚 1年前		
	現在		
	結婚後		
<input type="checkbox"/>	祝い金支給後、結婚関係を解消することなく、永住又は3年以上高浜町に居住する意思があります。		
<input type="checkbox"/>	偽りその他不正の行為及び第3条に規定する要件を失った場合は、支給を受けた商品券相当額を返還します。		
商品券発行方法 ※いずれかにチェック	20万円申請の場合	<input type="checkbox"/> 半年10万円×2	<input type="checkbox"/> 半年20万円
	30万円申請の場合	<input type="checkbox"/> 半年15万円×2	<input type="checkbox"/> 半年30万円

※戸籍謄本(戸籍の全部事項の写し)、住民票及び納税証明書(滞納がないことの証明)、
その他、申請内容に応じ、パートナーシップ宣誓書受領証又は所得証明書若しくは源泉徴
収票の写し、離職証明書等を添付して下さい。

受領書

上記の高浜町結婚祝い金について受領しました。

年 月 日

氏 名 印